



平成 24 年 2 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ホリプロ
代 表 者 名 代表取締役社長 堀義貴
(コード番号 9667 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役 安永 和男
(TEL. 03-3490-4601)

有限会社青春社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

有限会社青春社は、平成 23 年 12 月 19 日から平成 24 年 2 月 6 日までの 30 営業日において、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しておりましたが、その結果について、同社より添付資料のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。なお、本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限以上に達したことにより、本公開買付けは成立いたしております。

以 上

※ 添付資料

平成 24 年 2 月 7 日付「株式会社ホリプロ株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 24 年 2 月 7 日

各 位

会 社 名 有限会社青春社
代表者名 代表取締役 堀 威夫

株式会社ホリプロ株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

有限会社青春社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 12 月 16 日に取締役全員の同意によって、株式会社ホリプロ（コード番号：9667、東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 23 年 12 月 19 日より本公開買付けを実施していましたが、下記のとおり、本公開買付けが平成 24 年 2 月 6 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

有限会社青春社
東京都品川区上大崎二丁目 4 番 23 号

(2) 対象者の名称

株式会社ホリプロ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,235,620 株	3,617,811 株	一株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,617,811 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定数の下限は、対象者が提出した第 61 期第 2 四半期報告書（平成 23 年 11 月 14 日付提出）に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（14,182,800 株）から、①対象者が平成 23 年 10 月 28 日に公表した平成 24 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の対象者の自己株式数（5,804 株）、②本公開買付けに応募しない旨公開買付者と合意している堀威夫氏の所有する株式数（424,402 株）、堀義貴氏の所有する株式数（57,042 株）及び堀百合子氏が所有している株式数（34,784 株）（合計 516,228 株、以下「応募対象外株式」といいます。）並びに③公開買付者が所有する本公開買付けに係る公開買付届出書提出日現在の対象者普通株式の数（6,425,148 株）を控除した株式数（7,235,620 株）の過半数（3,617,811 株、対象者の平成 23 年 11 月 14 日提出の第 61 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（14,182,800 株）から、対象者が平成 23 年 10 月 28 日に公表した平成 24 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の対象者の自

己株式数 (5,804 株) を除いた数 (14,176,996 株) に対する割合 25.52%。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する対象者普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する対象者普通株式の数に当たります。) を基礎として設定したものです。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数 (7,235,620 株) を記載しております。当該最大数は、対象者が平成 23 年 11 月 14 日に提出した第 61 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (14,182,800 株) から本公開買付けに係る公開買付届出書提出日現在公開買付者が所有する対象者普通株式の数 (6,425,148 株)、対象者が平成 23 年 10 月 28 日に公表した平成 24 年 3 月期第 2 四半期決算短信[日本基準] (連結) に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の対象者の所有する自己株式数 (5,804 株)、及び応募対象外株式数 (516,228 株) を控除した株式数 (7,235,620 株) になります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 23 年 12 月 19 日 (月曜日) から平成 24 年 2 月 6 日 (月曜日) まで (30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、1,050 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (3,617,811 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数 (6,267,055 株) が買付予定数の下限 (3,617,811 株) 以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 24 年 2 月 7 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	6,267,055 株	6,267,055 株

新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株
合計	6,267,055株	6,267,055株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の の 所有株券等に係る議決権の数	64,251個	(買付け等前における株券等所有割合 45.32%)
買付け等前における特別関係者の の 所有株券等に係る議決権の数	5,161個	(買付け等前における株券等所有割合 3.64%)
買付け等後における公開買付者の の 所有株券等に係る議決権の数	126,922個	(買付け等後における株券等所有割合 89.53%)
買付け等後における特別関係者の の 所有株券等に係る議決権の数	5,161個	(買付け等後における株券等所有割合 3.64%)
対象者の総株主の議決権の数	141,619個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成23年11月14日に提出した第61期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記第61期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数(14,182,800株)から、対象者が平成24年1月27日に公表した平成24年3月期第3四半期決算短信[日本基準](連結)に記載された平成23年12月31日現在の対象者の自己株式数(5,972株)を控除した株式数(14,176,828株)に係る議決権の数141,768個を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

② 決済の開始日

平成24年2月13日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はございません。

なお、対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しておりますので、その場合には、対象者の普通株式は上場廃止となる見込みです。今後の手続きにつきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

有限会社青春社

東京都品川区上大崎二丁目4番23号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上